

令和2年2月12日（水）

発達障害支援の地域連携に係る全国合同会議

配布資料を一部修正

資料3-1

教育と福祉の連携について

令和2年8月31日（木）

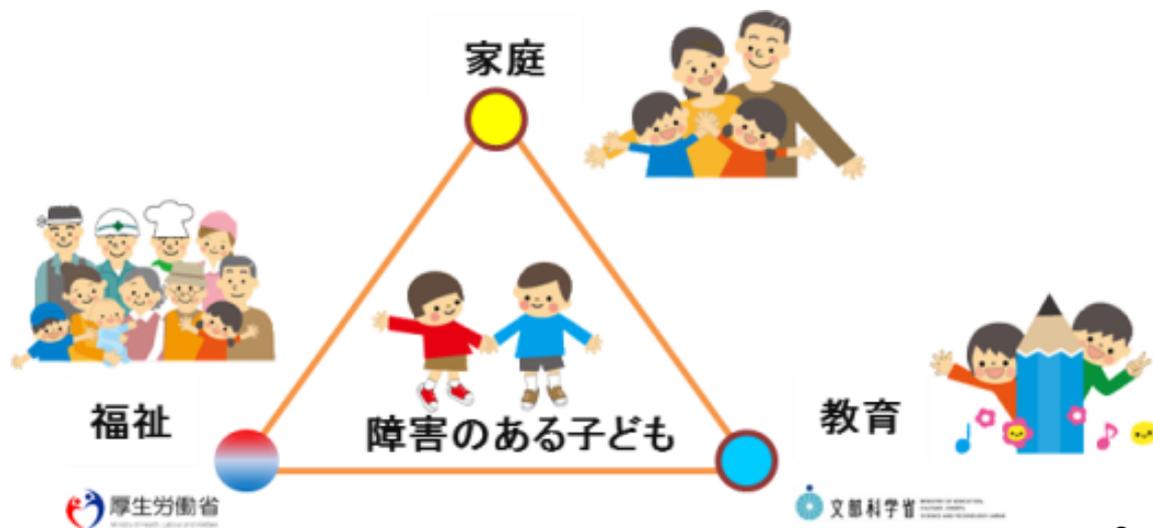
新しい時代の特別支援教育の在り方
に関する有識者会議（第9回）

1.

家庭・教育・福祉の連携

「トライアングル」プロジェクト

～障害のある子供と家族をもっと元気に～



家庭・教育・福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告 ～障害のある子と家族をもっと元気に～ (H30.3) 概要①

【現状】

1. 教育と福祉との連携

例えば、学校と障害児通所支援事業所（放課後等デイサービス事業所等）において

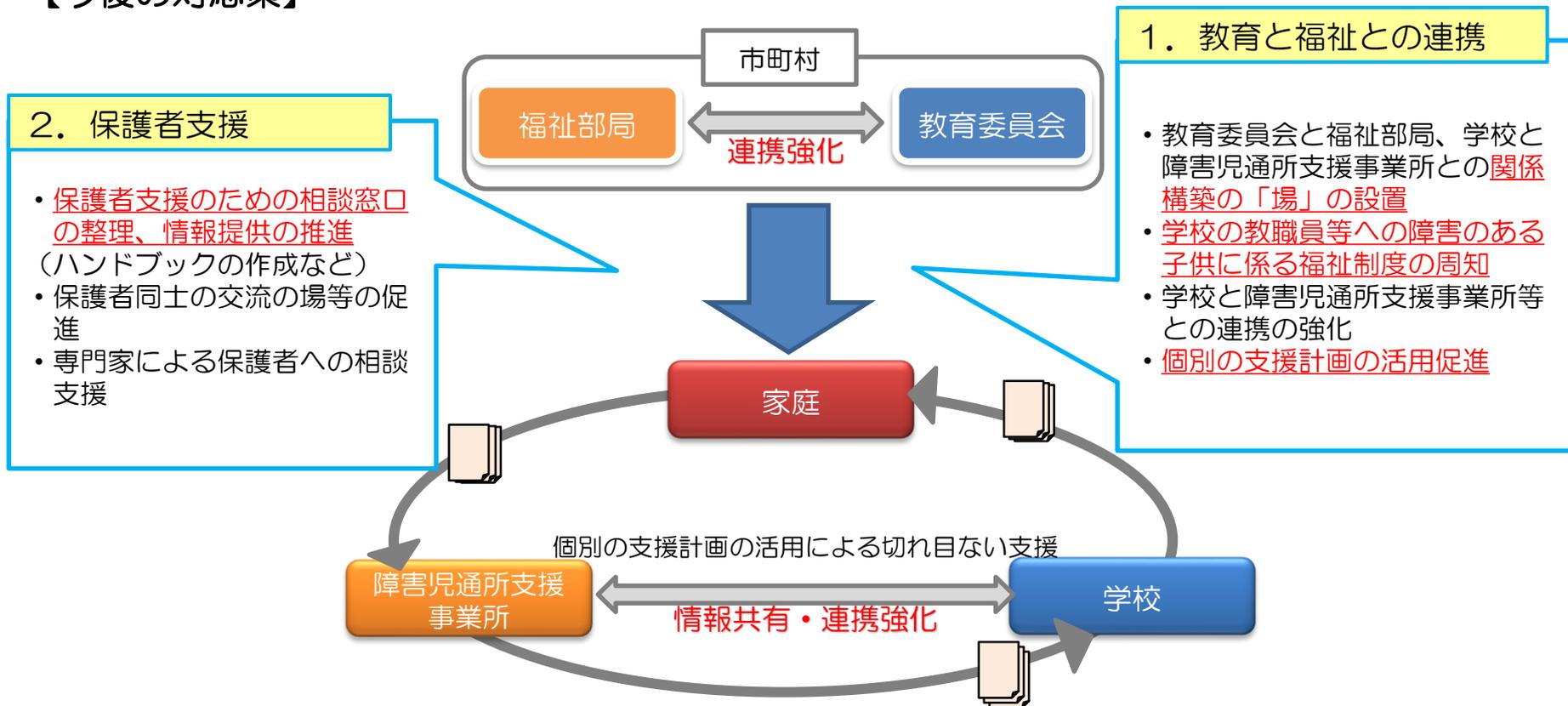
- 各地方自治体における管轄部署が異なるため、子供に必要な支援情報が双方の現場で共有されにくいことがある。
- 学校の制度や校内の体制等について、あるいは、放課後等デイサービス事業所等における活動内容等について、互いの理解が進んでいないため、連携をしようとした際に、説明不足等から、何を協力したらいいのかわからない場合がある。
- お互いの活動内容や課題、担当者の連絡先などが共有されていないため、円滑なコミュニケーションが図れておらず連携できていない。

2. 保護者支援

- 乳幼児期、学齢期から社会参加に至るまでの各段階で、必要となる相談窓口が分散しており、保護者は、どこに、どのような相談機関があるのかが分かりにくく、必要な支援を十分に受けられないことがある。
- 保護者は、相談支援事業所や障害児通所支援事業所等のサービス内容や利用方法が分からず、子供に合う事業所を見つけるのに苦労することがある。
- 周囲に子育てに関する悩み等を話せる人がおらず、保護者が孤立感・孤独感を感じてしまい、家にひきこもってしまう場合がある。

家庭・教育・福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告 ～障害のある子と家族をもっと元気に～ (H30.3) 概要②

【今後の対応策】



(厚生労働省)

- 障害福祉サービス等報酬改定で拡充した連携加算を活用し、学校との連携を更に推進

(文部科学省)

- 保護者や関係機関と連携した個別の教育支援計画の作成について省令に新たに規定 (H30.8.27公布)

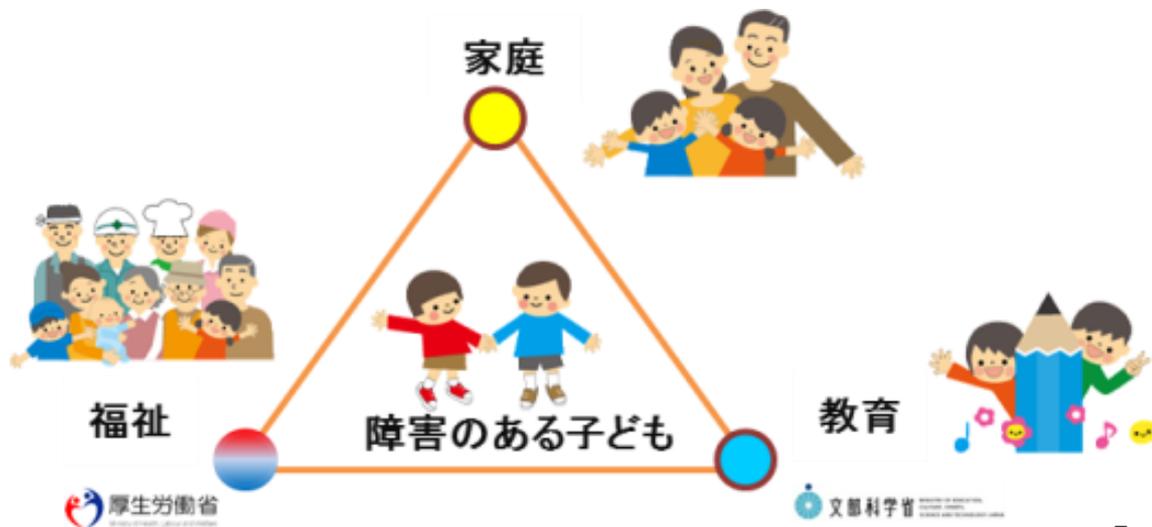
(独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、国立障害者リハビリテーションセンター)

- ウェブページなど、保護者等が活用しやすい情報発信の工夫
- 発達障害者の支援に当たる人材が身につけるべき専門性を整理し、各地方自治体における研修の在り方の検討

2.

文部科学省特別支援教育課 「令和元年度特別支援教育に関する調査」 (教育と福祉の連携に関する調査) 結果

(令和元年9月1日現在)



○ 約7割の自治体が教育委員会と関係機関との関係構築の場を設置(予定含む)

○ 参加者は、福祉機関・福祉事業者が多く、医療・労働関係機関は少ない

【教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所等との関係構築の「場」の設置状況】

N: 1,756 (市区町村)

設けておらず、
今後設ける予定もない

31.7%

設けている

56.6%

11.7%

設けていないが、
今後設ける予定である

【関係構築の「場」の参加者の所属】

福祉関係機関(行政)

93.3%

医療関係機関(行政)

28.9%

保健関係機関(行政)

70.7%

労働関係機関(行政)

14.1%

放課後等デイサービス事業所
など障害児通所支援事業所

78.9%

障害児通所支援事業所
以外の民間事業者

27.7%

保護者(PTA,親の会等)

28.6%

その他

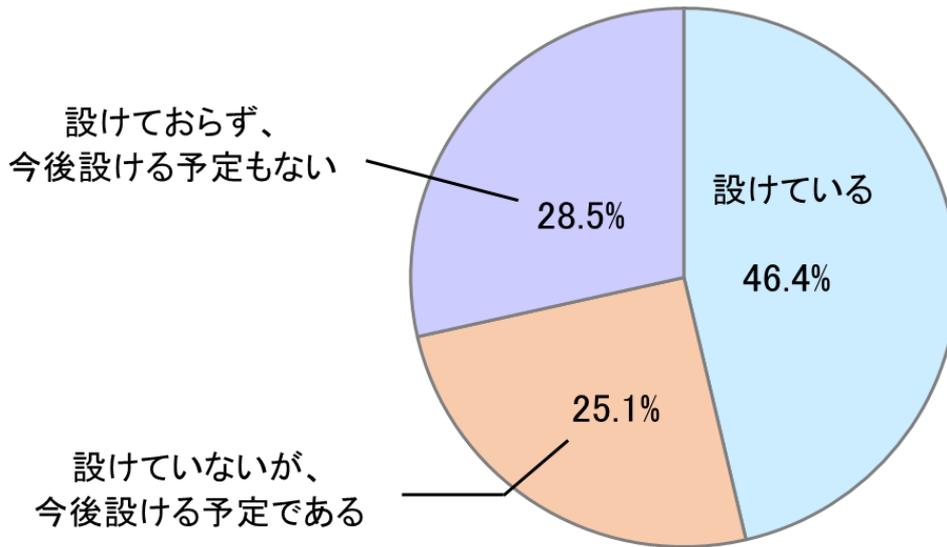
16.0%

0% 20% 40% 60% 80%

- 約7割の自治体が学校の教職員等への障害福祉制度について周知する機会を設置(予定含む)
- 約半数の自治体が保護者向けの教育・福祉情報や相談窓口の分かるハンドブックを作成(予定含む)

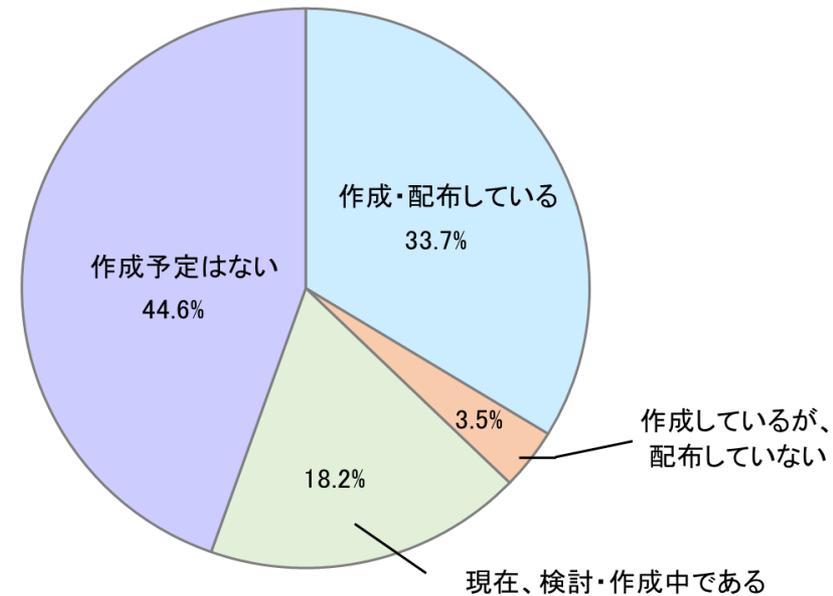
【学校の教職員等への障害のある子供に係る福祉制度について周知する機会(※)の提供状況】

N:1,756(市区町村)



※小・中学校や特別支援学校の校長会、教職員の研修会等の主項目でなくとも、福祉部局や障害児通所支援事業所等が障害のある子供に係る福祉制度や関連事業について説明する時間を設けているものを含む。

【保護者向けハンドブック(※)の作成状況】

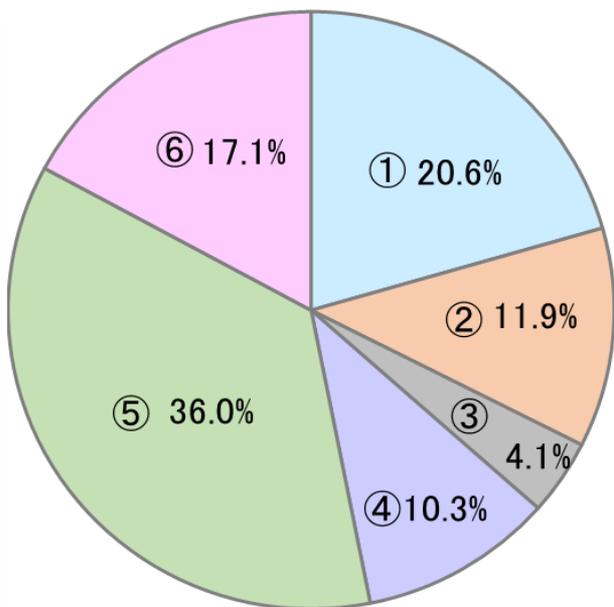


※障害のある子供に関する就学先決定を含む教育支援及び放課後等デイサービスなどの福祉制度に関する情報や相談窓口が分かるもの。

- 約半数の自治体はハンドブックを作成しなくても必要な情報が提供できていると考えている
- 一方、4割近い自治体は、作成の必要性は感じつつも作成予定が立てられていない

【保護者向けハンドブックの作成予定がない理由の内訳】

N：783（市区町村）



46.9%

- ① 就学等教育支援、福祉制度、それぞれ別のハンドブックを作成し、配布しているため内容が一つにまとまったハンドブックを作成する必要はない
- ② HPやWEB上で、就学等教育支援、福祉制度それぞれの情報が閲覧できるため、内容が一つにまとまったハンドブックを作成する必要はない
- ③ HPなどWEB上で、就学等教育支援及び福祉制度に関する情報や相談窓口について、まとめて閲覧できるようにしている
- ④ 都道府県で作成しているハンドブックを活用し、就学等教育支援及び福祉制度に関する情報について、まとめて閲覧できるようになっている

- ⑤ 作成は必要であるが、予算的、人的要因により作成予定はない

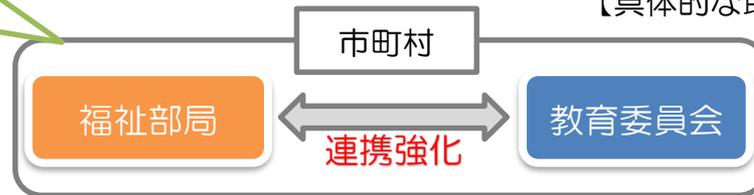
36.0%

- ⑥ その他

子供に対する切れ目ない支援の実現

関係者で取組内容や課題などについて情報共有することで、子供に対する一貫した支援につながります。

【具体的な取組例】

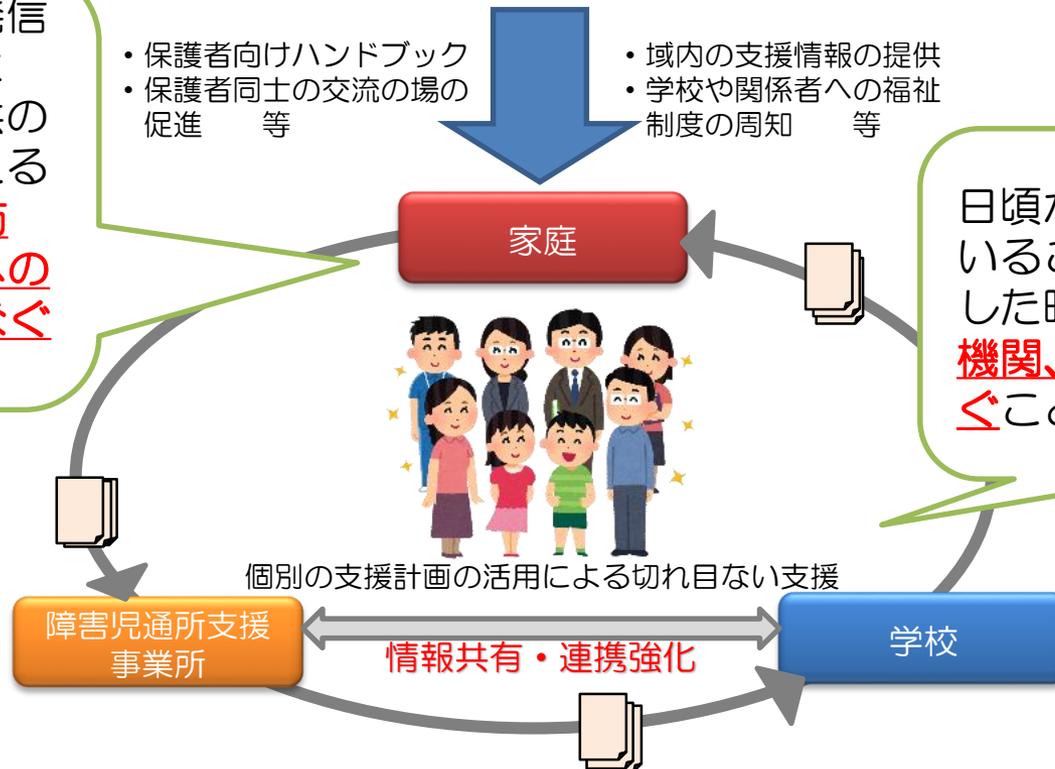


- ・保護者向けハンドブック
- ・保護者同士の交流の場の促進 等

- ・域内の支援情報の提供
- ・学校や関係者への福祉制度の周知 等

保護者への情報発信を充実させることで、子育てや子供の発達に不安を抱える保護者の孤立を防ぎ、また、子供への適切な支援につなぐことができます。

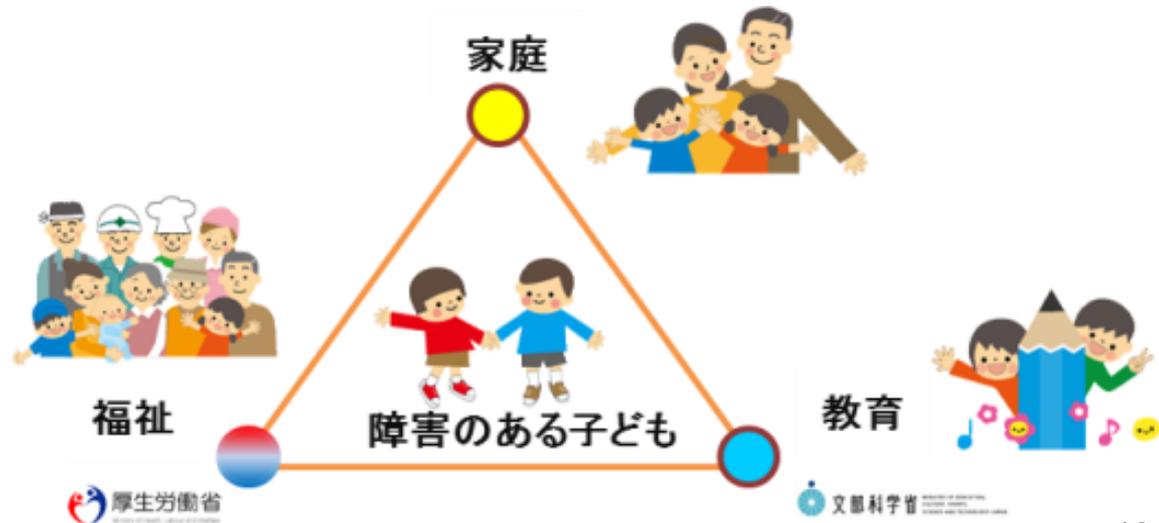
日頃から関係を構築していることで、対応が発生した時に、迅速に、関係機関、必要な支援につなぐことができます。



3. 小・中学校現場の現状と自治体の取組例

I 全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会による実態調査
(令和2年1月 報告)

II (独) 国立特別支援教育総合研究所による「学校と放課後等デイサービス事業所との支援の連続性確保に関する研究」に係るインタビュー調査 (令和元年度調査)



I 令和元年度 全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会調査(該当部分)

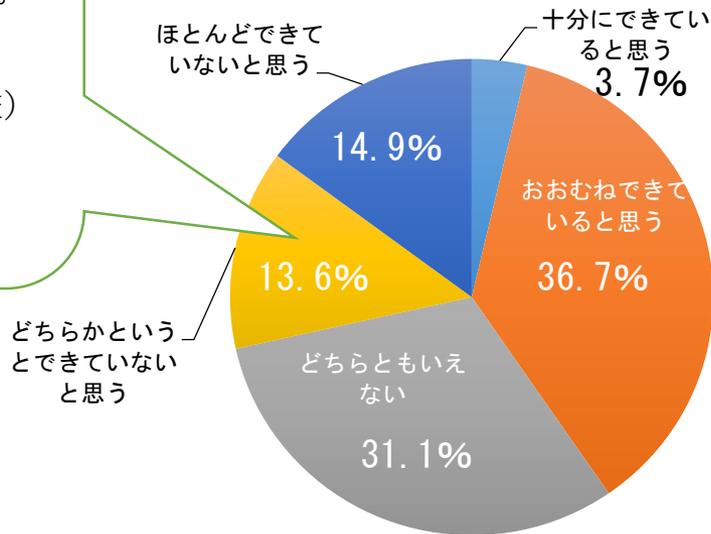
学校と放課後等デイサービスとの連携について

「どちらともいえない」「どちらかというとできていないと思う」
 「ほとんどできていないと思う」と回答した理由(複数回答可) (N=885)

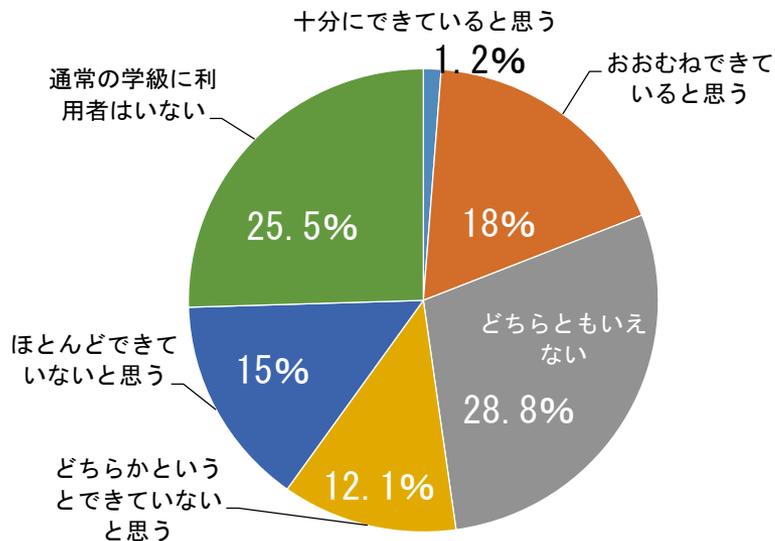
- 放課後等デイサービスに通う児童生徒がいないため(379校)
- 学校の指導内容と放課後等デイサービスの支援内容等との連携が十分でないため(272校)
- 連携する時間が確保できないため(203校)
- 子供の状態等について情報交換・引き継ぎが十分でないため(194校)
- 放課後等デイサービスについて教職員の理解が深まっていないから(191校)
- 連携のための校内組織の整備が十分でないため(152校)
- その他(上記以外)(22校)

(令和元年7月1日現在 全国会員校地区別約10%抽出)

N:1,485(学校長:小・中学校、義務教育学校)



N:1,485(学校長:小・中学校、義務教育学校)



【特別支援学級と放課後等デイサービスとの連携】

調査票には、当該部分の外に、①学校について②教職員について③教育課程について④校長自身の教職経験について⑤特別支援学級担任の専門性を高めるための研修について⑥校長の特別支援教育に係る現状と課題について⑦その他、がある

【通常の学級と放課後等デイサービスとの連携】

II (独) 国立特別支援教育総合研究所による「学校と放課後等デイサービス事業所との支援の連続性確保に関する研究」に係るインタビュー調査 (2020)

(1) 調査目的

教育委員会と放課後等デイサービス事業所との連携に関する現状と課題を把握し、実際に行っている連携に関する取組や課題等を分析することにより、基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 調査方法

半構造化によるインタビュー調査

(3) 調査対象

連携が推進されていると考えられる自治体・・・自治体10箇所（県1,市9）

- ・文部科学省委託事業実施自治体（フォローアップ）
- ・当研究所「発達障害教育体制整備に関する研究」（2007）の協力機関となった自治体（以前から教育・福祉等連携を進める体制を整備）

(4) 調査期間

令和元（2019）年12月12日（木）～12月27日（金）

(5) 調査項目

①学校への周知②教育委員会と福祉担当部署との連携③連携に関する課題

→スライド13、14では、自治体が行っている学校と放課後等デイサービスの連携についての工夫例等を報告する。

インタビュー調査から

福祉部局と教育委員会で子供に対する支援の情報共有をすることで、一貫した支援に繋げた工夫例

- 市の自立支援協議会専門部会の常任のメンバーに教育委員会担当者が任命されたことをきっかけに、福祉部局の通知など、必要に応じて教育長名で、迅速に廻附することができるようになった（A市）
- 学校教育課に社会福祉士を常任で配置することで、学校教育課と障害福祉課が連携して子供のケース会議が開催しやすくなり、教育と福祉で一貫した支援に繋がるようになった（B市）

学校と放課後等デイサービス事業所が日頃から関係を構築することで、何らかの必要性が生じた場合に迅速に対応できる体制をつくるための工夫例

- 放課後等デイサービスが学校とどのように連絡をとれば良いか具体的な3段階のステップで示し、放課後等デイサービス事業所職員に研修を行うことで円滑な連携につながっている（A市）
- 市内の全民間事業所と小・中学校の特別支援教育担当者の合同会議を年3回開催することで、担当者の関係作り、学校の教職員への福祉制度の周知などを合わせて行うことができるようになった（C市）

保護者への情報発信を充実させることで、子育てや子供の発達に不安を抱える保護者の孤立を防ぎ、子供への適切な支援につなぐための工夫例

- 市教育委員会が、0才から18才までの発達段階に応じた支援の内容と関係機関についての情報をまとめ、就学相談や教育相談等で活用することで、不安を抱える保護者に適切な情報提供ができるようになった（D市）
- 子供に関する個人情報について、学校と放課後等デイサービス事業所がどこまで情報を共有することが可能なかの確認するチェックシートを用いることで、保護者の子供の情報提供についての不安を取り除くことができるようになった（C市）

教育と福祉のより一層の連携の充実に向けて

- 市区町村教育委員会は、地域の実態に応じて、教育と福祉の連携をさらに推進させること（合同会議など関係構築の「場」の設定、教職員に対する放課後等デイサービス等についての周知など）
- 学校は、放課後等デイサービスや保護者との日頃からの連携のための工夫（連携シートや個人情報共有チェックシートなど）に加え、放課後等デイサービスガイドラインを参考とするなどして、子供の適切な支援に繋げていくこと